

新 旧 対 照 表

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等） 31の2-8 ……。</p> <p>（注）措置法令第20条の2第12項第2号ロに規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、……。</p> <p>（住宅の床面積等） 31の2-22 ……。</p> <p>(1) 措置法令第20条の2第23項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、……。</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>(2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部が措置法令第20条の2第21項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、……。</p> <p>（併用住宅の場合） 31の2-23 ……、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第23項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、……。</p> <p>（床面積の意義） 31の2-24 ……、措置法令第20条の2第21項、同条第23項及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、……。</p> | <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等） 31の2-8 ……。</p> <p>（注）措置法令第20条の2第11項第2号ロに規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、……。</p> <p>（住宅の床面積等） 31の2-22 ……。</p> <p>(1) 措置法令第20条の2第22項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、……。</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>(2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部が措置法令第20条の2第20項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、……。</p> <p>（併用住宅の場合） 31の2-23 ……、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第22項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、……。</p> <p>（床面積の意義） 31の2-24 ……、措置法令第20条の2第20項、同条第22項及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、……。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定)</p> <p>31の2-28 措置法令第20条の2第24項から第26項までの規定による確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間の判定は、・・・・・・・・。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第24項第4号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、・・・・・・・・。</p> <p>(注) 措置法令第20条の2第25項又は第26項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができる」と見込まれる日として所轄税務署長が認定した日は、・・・・・・・・。</p> <p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等)</p> <p>31の2-31 措置法令第20条の2第24項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、同条第27項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、・・・・・・・・。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第27項に規定する所轄税務署長の承認を受けたものについて、・・・・・・・・。</p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>33の4-8 措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5号まで、第5号の12、第5号の13、・・・・・・・・、措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5号まで、第5号の12、第5号の13、・・・・・・・・。</p> <p>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(同一年中に自己の居住用財産と被相続人の居住用財産の譲渡があった場合の3,000万円控除の適用)</p> <p>35-7 措置法第35条第3項に規定する相続人(以下35-23までにおいて「相続人」という。)が、・・・・・・・・。</p> | <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定)</p> <p>31の2-28 措置法令第20条の2第23項から第25項までの規定による確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間の判定は、・・・・・・・・。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第23項第4号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、・・・・・・・・。</p> <p>(注) 措置法令第20条の2第24項又は第25項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができる」と見込まれる日として所轄税務署長が認定した日は、・・・・・・・・。</p> <p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等)</p> <p>31の2-31 措置法令第20条の2第23項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、同条第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、・・・・・・・・。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けたものについて、・・・・・・・・。</p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>33の4-8 措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5号まで、第5号の11、第5号の12、・・・・・・・・、措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5号まで、第5号の11、第5号の12、・・・・・・・・。</p> <p>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(同一年中に自己の居住用財産と被相続人の居住用財産の譲渡があった場合の3,000万円控除の適用)</p> <p>35-7 措置法第35条第3項に規定する個人が、・・・・・・・・。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>.....。</p> <p>(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例等との関係)</p> <p>35-8、当該譲渡した資産が居住用部分（相続の開始の直前（当該資産が措置法第35条第4項に規定する対象従前居住の用（以下35-22までにおいて「対象従前居住の用」という。）に供されていた資産である場合には、同項に規定する特定事由（以下35-22までにおいて「特定事由」という。）により当該資産が当該相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下35-21までにおいて同じ。）に係る同項に規定する被相続人（以下35-22までにおいて「被相続人」という。）の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。）において当該被相続人の居住の用に供されていた部分をいう。以下この項において同じ。）と非居住用部分（相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用以外の用に供されていた部分をいう。以下35-15までにおいて同じ。）とから成る被相続人居住用家屋.....。</p> <p>(「被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」の範囲)</p> <p>35-9 措置法第35条第3項に規定する「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」とは、.....、被相続人居住用家屋と被相続人居住用家屋の敷地等の両方を取得した相続人に限られるから、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋のみ又は被相続人居住用家屋の敷地等のみを取得した相続人は含まれないことに留意する。</p> <p>(要介護認定等の判定時期)</p> <p>35-9の2 被相続人が、措置法令第23条第6項第1号に規定する要介護認定若しくは要支援認定又は同項第2号に規定する障害支援区分の認定を受けていたかどうかは、特定事由により被相続人居住用家屋が当該被相続人の居住の用に供されなくなる直前において、当該被相続人がこれらの認定を受けていたかにより判定することに留意する。</p> <p>(特定事由により居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前までの利用制限)</p> <p>35-9の3 措置法令第23条第7項第2号に規定する「事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと」の要件の判定に当たっては、特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始</p> | <p>.....。</p> <p>(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例等との関係)</p> <p>35-8、当該譲渡した資産が居住用部分（相続の開始の直前において当該相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下35-21までにおいて同じ。）に係る措置法第35条第4項に規定する被相続人（以下35-22までにおいて「被相続人」という。）の居住の用に供されていた部分をいう。以下この項において同じ。）と非居住用部分（相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用以外の用に供されていた部分をいう。以下35-22までにおいて同じ。）とから成る被相続人居住用家屋.....。</p> <p>(「被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人」の範囲)</p> <p>35-9 措置法第35条第3項に規定する「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人」とは、.....、被相続人居住用家屋と被相続人居住用家屋の敷地等の両方を取得した個人に限られるから、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋のみ又は被相続人居住用家屋の敷地等のみを取得した個人は含まれないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>の直前までの間に、当該被相続人居住用家屋が事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用として一時的に利用されていた場合であっても、事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたこととなることに留意する。また、当該貸付けの用には、無償による貸付けも含まれることに留意する。</u></p> <p>(被相続人居住用家屋の範囲)</p> <p>35-10、措置法第35条第4項に規定する「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用<u>(対象従前居住の用を含む。)</u>に供されていた家屋」に該当するかどうかの判定は、相続の開始の直前<u>(当該家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前)</u>における現況に基づき、.。この場合において、.、措置法令第23条第8項の規定により、.。</p> <p>(「被相続人以外に居住をしていた者」の範囲)</p> <p>35-12、相続の開始の直前<u>(当該被相続人の居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前)</u>において、.。</p> <p>(被相続人居住用家屋の敷地等の判定等)</p> <p>35-13、当該土地等が相続の開始の直前<u>(当該土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。)</u>において被相続人居住用家屋と一体として利用されていた土地等であったかどうかにより判定することに留意する。、措置法令第23条第9項の規定により、.。</p> <p>なお、これらの建築物について相続の時後<u>(当該土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時後)</u>に増築や取壊し等があった場合であっても、.。</p> <p>(算式)</p> <p>(注) 1。</p> | <p>(被相続人居住用家屋の範囲)</p> <p>35-10、措置法第35条第4項に規定する「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていた家屋」に該当するかどうかの判定は、相続の開始の直前における現況に基づき、.。この場合において、.、措置法令第23条第6項の規定により、.。</p> <p>(「被相続人以外に居住をしていた者」の範囲)</p> <p>35-12、相続の開始の直前において、.。</p> <p>(被相続人居住用家屋の敷地等の判定等)</p> <p>35-13、当該土地等が相続の開始の直前において被相続人居住用家屋と一体として利用されていた土地等であったかどうかにより判定することに留意する。、措置法令第23条第7項の規定により、.。</p> <p>なお、これらの建築物について相続の時後に増築や取壊し等があった場合であっても、.。</p> <p>(算式)</p> <p>(注) 1。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>2。</p> <p>3。</p> <p>〔計算例〕</p> <p>.。</p> <p>〔設例1〕</p> <p>.</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>〔設例2〕</p> <p>.</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)。</p> <p>〔設例3〕</p> <p>.</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)。</p> | <p>2。</p> <p>3。</p> <p>〔計算例〕</p> <p>.。</p> <p>〔設例1〕</p> <p>.</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>〔設例2〕</p> <p>.</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)。</p> <p>〔設例3〕</p> <p>.</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)。</p> |
| <p>（用途上不可分の関係にある2以上の建築物）</p> <p>35-14 措置法令第23条第9項に規定する「用途上不可分の関係にある2以上の建築物」とは、.、同条第8項に規定する「被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物」と他の建築物とが用途上不可分の関係にあるかどうかは、.、相続の開始の直前（当該一の建築物が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前）における現況において判定することに留意する。。</p> <p>（被相続人居住用家屋が店舗兼住宅等であった場合の居住用部分の判定）</p> | <p>（用途上不可分の関係にある2以上の建築物）</p> <p>35-14 措置法令第23条第7項に規定する「用途上不可分の関係にある2以上の建築物」とは、.、同条第6項に規定する「被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物」と他の建築物とが用途上不可分の関係にあるかどうかは、.、相続の開始の直前における現況において判定することに留意する。。</p> <p>（被相続人居住用家屋が店舗兼住宅等であった場合の居住用部分の判定）</p> |
| <p>35-15 措置法第35条第3項第1号に規定する被相続人居住用家屋又は同項各号に規定する</p> | <p>35-15 措置法第35条第3項第1号に規定する被相続人居住用家屋又は同項各号に規定する</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>被相続人居住用家屋の敷地等のうちに非居住用部分がある場合における措置法令第23条第3項各号及び第4項各号に規定する「被相続人の居住の用に供されていた部分」の判定については、当該相続の開始の直前（当該被相続人居住用家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。）における利用状況に基づき、……。したがって、……。相続の事後（当該被相続人居住用家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった事後）に行われた増築等により増減した場合であっても、……。</p> <p>……。</p> | <p>被相続人居住用家屋の敷地等のうちに非居住用部分がある場合における措置法令第23条第3項及び第4項に規定する「被相続人の居住の用に供されていた部分」の判定については、当該相続の開始の直前における利用状況に基づき、……。したがって、……。相続の事後に行われた増築等により増減した場合であっても、……。</p> <p>……。</p> |
| <p>（被相続人居住用家屋の敷地等の一部の譲渡）</p> <p>35-17 相続人が相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等の一部を区分して譲渡をした場合には、……。</p> <p>(1) ……、当該相続人が当該被相続人居住用家屋の敷地等の一部の譲渡について既に同項の規定の適用を受けているときは、……。</p> <p>(2) ……</p> <p>イ ……</p> <p>……。</p> <p>ロ ……</p> <p>……。</p> <p>(3) ……</p> <p>イ 当該被相続人居住用家屋の敷地等を単独で取得した相続人がその取得した敷地等の一部を譲渡したとき</p> <p>……、当該相続人が相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の敷地等の全部について満たしておく必要があることから、……。</p> <p>(注) 被相続人居住用家屋の敷地等のうち当該相続人以外の者が相続又は遺贈により単独で取得した部分があるときは、……、当該相続人が相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の敷地等の全部について同号ロ及びハに掲げる要件を満たしている限り、……。</p> <p>ロ 当該被相続人居住用家屋の敷地等を複数の相続人の共有で取得した相続人がその共有に係る一の敷地について、……</p> | <p>（被相続人居住用家屋の敷地等の一部の譲渡）</p> <p>35-17 措置法第35条第3項に規定する個人が、相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等の一部を区分して譲渡をした場合には、……。</p> <p>(1) ……、当該個人が当該被相続人居住用家屋の敷地等の一部の譲渡について既に同項の規定の適用を受けているときは、……。</p> <p>(2) ……</p> <p>イ ……</p> <p>……。</p> <p>ロ ……</p> <p>……。</p> <p>(3) ……</p> <p>イ 当該被相続人居住用家屋の敷地等を単独で取得した個人がその取得した敷地等の一部を譲渡したとき</p> <p>……、当該個人が相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の敷地等の全部について満たしておく必要があることから、……。</p> <p>(注) 被相続人居住用家屋の敷地等のうち当該個人以外の者が相続又は遺贈により単独で取得した部分があるときは、……、当該個人が相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の敷地等の全部について同号ロ及びハに掲げる要件を満たしている限り、……。</p> <p>ロ 当該被相続人居住用家屋の敷地等を複数の相続人の共有で取得した個人がその共有に係る一の敷地について、……</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>・・・・・・、当該相続人が相続又は遺贈により共有で取得した当該分筆前の被相続人居住用家屋の敷地等の全部について満たしておく必要があることから、・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> | <p>・・・・・・、当該個人が相続又は遺贈により共有で取得した当該分筆前の被相続人居住用家屋の敷地等の全部について満たしておく必要があることから、・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> |
| <p>(対象譲渡について措置法第35条第3項の規定を適用しないで申告した場合)</p> | <p>(対象譲渡について措置法第35条第3項の規定を適用しないで申告した場合)</p> |
| <p>35-18 相続人が被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の一部の対象譲渡(以下この項において「当初対象譲渡」という。)をした場合において、当該相続人の選択により、当該当初対象譲渡について措置法第35条第3項の規定の適用をしないで確定申告書を提出したときは、例えば、その後において当該相続人が行った当該被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の一部の対象譲渡について同項の規定の適用を受けないときであっても、当該相続人が更正の請求をし、・・・・・・。</p> | <p>35-18 措置法第35条第3項に規定する個人が被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の一部の対象譲渡(以下この項において「当初対象譲渡」という。)をした場合において、当該個人の選択により、当該当初対象譲渡について同項の規定の適用をしないで確定申告書を提出したときは、例えば、その後において当該個人が行った当該被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の一部の対象譲渡について同項の規定の適用を受けないときであっても、当該個人が更正の請求をし、・・・・・・。</p> |
| <p>(その譲渡の対価の額が1億円を超えるかどうかの判定)</p> | <p>(その譲渡の対価の額が1億円を超えるかどうかの判定)</p> |
| <p>35-20 相続又は遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人が譲渡した譲渡資産・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> <p>(2) 譲渡資産が相続の開始の直前(当該譲渡資産が対象従前居住の用に供されていた家屋又はその敷地の用に供されていた土地等である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前。以下この項において同じ。)において店舗兼住宅等及びその敷地の用に供されていた土地等である場合は、・・・・・・。</p> <p>イ ・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>ロ ・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(注) 譲渡した被相続人居住用家屋の敷地等が措置法令第23条第9項に規定する用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合は、・・・・・・。</p> | <p>35-20 相続又は遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人が譲渡した譲渡資産・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> <p>(2) 譲渡資産が相続の開始の直前において店舗兼住宅等及びその敷地の用に供されていた土地等である場合は、・・・・・・。</p> <p>イ ・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>ロ ・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(注) 譲渡した被相続人居住用家屋の敷地等が措置法令第23条第7項に規定する用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合は、・・・・・・。</p> |
| <p>(居住用家屋取得相続人の範囲)</p> | <p>(居住用家屋取得相続人の範囲)</p> |
| <p>35-21 ・・・・・・、措置法第35条第3項の規定の適用を受ける相続人を含むほか、・・・・・・。</p> | <p>35-21 ・・・・・・、措置法第35条第3項の規定の適用を受ける個人を含むほか、・・・・・・。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（「対象譲渡資産一体家屋等」の判定）</p> <p>35-22 ・ ・ ・ ・ ・、対象譲渡をした資産と一体として被相続人の居住の用（特定事由により被相続人居住用家屋が当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（措置法令第23条第7項各号に掲げる要件を満たす場合に限る。））には同項第1号に規定する用途）に供されていたものであったかどうかを、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(3) 措置法第35条第3項の規定の適用を受けるためのみの目的で相続の開始の直前に一時的に当該居住の用以外の用に供したと認められる部分については、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(4) ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第23条第11項において読み替えて準用する同条第9項の規定により計算した面積に係る土地等の部分のみが、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(注) ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第23条第11項において読み替えて準用する同条第8項の規定により、当該相続の開始の直前（当該家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、特定事由により当該家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前）において当該被相続人が主として居住の用に供していた一の建築物に限られる。</p> <p>(5) 譲渡資産が相続の開始の直前において被相続人の店舗兼住宅等又はその敷地の用に供されていた土地等であった場合における非居住用部分（相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用以外の用に供されていた部分をいう。）に相当するものもこの判定に含まれること。</p> <p>（「適用後譲渡」の判定）</p> <p>35-23 ・ ・ ・ ・ ・、措置法第35条第3項の規定の適用を受ける相続人が複数いるときは、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>（被相続人の居住用財産の一部を贈与している場合）</p> <p>35-24 措置法令第23条第13項に規定する「贈与（著しく低い価額の対価による譲渡を含む。）の時における価額」とは、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>・ ・ ・ ・ ・。</p> | <p>（「対象譲渡資産一体家屋等」の判定）</p> <p>35-22 ・ ・ ・ ・ ・、対象譲渡をした資産と一体として被相続人の居住の用に供されていたものであったかどうかを、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(3) 措置法第35条第3項の規定の適用を受けるためのみの目的で相続の開始の直前に一時的に居住の用以外の用に供したと認められる部分については、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(4) ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第23条第8項において準用する同条第7項の規定により計算した面積に係る土地等の部分のみが、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(注) ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第23条第8項において準用する同条第6項の規定により、被相続人が主として居住の用に供していた一の建築物に限られる。</p> <p>(5) 譲渡資産が相続の開始の直前において被相続人の店舗兼住宅等又はその敷地の用に供されていた土地等であった場合における非居住用部分に相当するものもこの判定に含まれること。</p> <p>（「適用後譲渡」の判定）</p> <p>35-23 ・ ・ ・ ・ ・、措置法第35条第3項の規定の適用を受ける個人が複数いるときは、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>（被相続人の居住用財産の一部を贈与している場合）</p> <p>35-24 措置法令第23条第10項に規定する「贈与（著しく低い価額の対価による譲渡を含む。）の時における価額」とは、 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>・ ・ ・ ・ ・。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>措置法第40条の3の2《債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例》関係</p> <p>(中小企業者の範囲)</p> <p>40の3の2-1 ……、措置法令第27条の4第12項に規定する法人をいい、具体的には、次のいずれかに掲げる法人（内国法人に限る。）をいうことに留意する。</p> <p>(1) ……</p> <p>イ その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。ロにおいて同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次に掲げる法人をいい、……</p> <p><u>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいう。以下このイにおいて同じ。）との間に当該大法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。ロにおいて同じ。）がある普通法人</u></p> <p><u>A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</u></p> <p><u>B 保険業法第2条第5項に規定する相互会社及び同条第10項に規定する外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</u></p> <p><u>C 法人税法第4条の7に規定する受託法人</u></p> <p><u>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。）及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（(イ)に掲げる法人を除く。）</u></p> <p>ロ ……</p> <p>(2) ……</p> <p><u>(注) ……。</u></p> | <p>措置法第40条の3の2《債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例》関係</p> <p>(中小企業者の範囲)</p> <p>40の3の2-1 ……、次のいずれかに掲げる法人（内国法人に限る。）をいうことに留意する。</p> <p>(1) ……</p> <p>イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、……</p> <p>ロ ……</p> <p>(2) ……</p> <p><u>(注) ……。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(債務処理計画の要件) 40の3の2-5、法人税法施行令第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に掲げる要件を満たすものから、.。</p> <p>(事業資金の貸付条件の変更) 40の3の2-8 措置法第40条の3の2第1項第4号<u>イ</u>に規定する事業資金の貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するための条件の変更とは、.。 (注) 措置法第40条の3の2第1項第4号<u>イ</u>の要件は、.。</p> | <p>(債務処理計画の要件) 40の3の2-5、法人税法施行令第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号《再生計画認可の決定に準ずる事実等》<u>(これらの規定を措置法令第39条の28の2第1項《中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例》の規定により適用する場合を含む。)</u>に掲げる要件を満たすものから、.。</p> <p>(事業資金の貸付条件の変更) 40の3の2-8 措置法第40条の3の2第1項第4号に規定する事業資金の貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するための条件の変更とは、.。 (注) 措置法第40条の3の2第1項第4号の要件は、.。</p> |